

香港のスコッター問題における、階級、民族、および空間

——植民地を支えた都市産業体系生産への序奏——

水岡 不二雄

I 問題の所在

都市へ流入した人々が、空間への権利なくして住みつく「スコッター」は、発展途上地域に一般的である。だが、戦後香港のスコッター問題は、他と異なる独自性を背景に有した。

第一に、中国の一部である空間から、香港という領域の実体が、植民地制度確立の一契機として事後的に切り出されなくてはならなかった。これは中国人（有色人）と英国人（白人）との民族・人種対立を必然的にはらむ。特に戦後、世界各地で民族解放運動が進展し各地で植民地が独立した後もお白人少数者による安定した中国人支配を続けるには、巧妙な社会統合の手練手管が必要とされた。

第二に、社会主義中国の領域たる周辺農村から資本主義の英国領香港という都市への移動は、とりもなおさず国際間・体制間労働力移動を意味し、移動の目的地において、植民地内に異民族による被支配を含む資本主義的生産関係が生産・拡張されることを意味した。

第三に、英国は、香港植民地成立時、すべての空間を中国人原住民から収奪し英国官有地とした。それゆえ、植民地法からいえば、スコッターは、とりもなおさず英国官有地の不法占拠者であり、作用空間¹⁾として土地を利用する植民地支配者の権利侵害を意味した。

以上を要するに、戦後香港のスコッター問題は、そのものが作用空間の占有と人口の空間的移動という地理的契機をはらむ問題構制であるのに加え、香港全土が英官有地であるという他の空間契機が加わり、それを基盤に民族・階級の葛藤をはらむ社会統合を通じ、香港という領域の実体が生産されるという、特異なロカリティを帯びていたのである。

本論文は以上の認識の下、スコッター問題を中心

に、英国が香港を再占領し戦後の経済・社会を軌道に乗せるまでの約10年間にわたる空間・民族・階級の弁証法について解明し、戦後なお半世紀に及んだ香港の異民族支配に関し、これに包摂された空間という地理学の立場から新たな理解を加えようとするものである。

1) 拙著『経済地理学』青木書店、1992年、107頁。

II 戦後の難民流入と空間の不足

a) 中国内戦の激化と香港への難民流入

大戦直後より、難民で香港の人口は急速に増大した。以前の中国人たちにとって香港は基本的に定住の場所ではなかった。国境を越えた往来は自由だったから、状況が変わればいつでも中国に戻れたし、条件が整えばさらに東南アジア方面に移住もできた。こうした一時的な香港滞在を支えるため、出身地を同じくする者たちがアパートに集住して相互扶助しあう、セグリゲーションが認められた²⁾。

だが、中国共産党の伸長に伴い、状況は変わった。植民地成立以来香港への中国人流入に制限はなかったもので、隣接する広東省の中国人が、ほとんど無一物で香港に押し寄せた。1949年5月に上海が共産党の支配下にはいった前後から、繊維・綿紡績部門を中心とする同地の中国人企業家・技術者や、カドゥーリ家など有力な植民地英国人が、資金と技術とを携えて大量に香港に移ってきた。

香港の人口は、日本占領直前の1941年に約160万人、これが占領期に60万まで下がったあと、1947年末には再び180万に増加して戦前水準を突破した。圧倒的多数はむろん中国人で、他に英国人が7～8千、インド人2.2千、その他ポルトガル人など全部あわせ総数1.3万程度と推定された³⁾。中華人民共和国成立後も、1950年4月

まで国境での出入国管理が行われず、中国人の流入が続いた。この時の香港の人口は236万と推定されている⁹⁾。

1947年に香港総督に就任したグランタムは、これら中国人たちが「生活するために金が必要で、金は仕事を確保した場合にだけ獲得できる」、そして「仕事は都市地区でしか見つけられない」と認識していた¹⁰⁾。だが、人口急増により都市部の借間市場は逼迫し、礼金が投機的に高騰していた。こうして多くの難民たちは、市街地に近い丘陵斜面に小屋を不法に建てて住みつく、「スクォッター」となることを余儀なくされた。

スクォッター集落には、煉瓦やセメントの柱は一切使わず粗末な板の上に油紙で覆われた木の屋根が乗っただけの素人づくりの構築物が蜿蜒と続いた。雨天にはひどい雨漏り、晴天には屋根に当たる熱帯の日照で屋内がレンジのように熱くなった。泥水の川や汚水溜から湯気が立ち上り周囲は不快な匂いで充満し、下水も電気も水道もなく、衛生状態は悪化、スクォッターたちは病気に罹った。冬になって北風が板を乾かすと燃えやすくなって火災の危険が高まり、いったん火事になると、何百という小屋がまきこまれた¹¹⁾。

当時のスクォッターの状況は、大角咀での火災を機に政庁社会福祉事務所が1948年7月3日に行った調査〈7 in 4802/48〉¹²⁾によると、次のようであった。調査対象74家族中48 (64.9%) が、広東省潮州地区(汕頭など)出身で、香港滞在期間3年以下が58人 (78.4%)、うち1年以下が23人 (31.1%) で、ほとんどが戦後に来港した。他方、滞在期間4～5年で、日本占領期に来港したと判断される者も12家族あり、最長滞在期間は22年だった。調査対象者のうち男性109名の大部分は仕事をもち、重量物運搬(苦力, 24名)・大道商人(小販, 19名)・石工(12名)を中心とし、理髪・簪作り・警備員・鍛冶屋などに従事、日雇不安定就業者も18名いた。仕事は大部分二次労働市場に属し、月収50～100香港ドル¹³⁾であった。火災後香港を去って出身の村に戻る意志ある者は全くおらず、多くが火災前と「同じ場所に小屋を再建する」と答えた。小屋の建築費はせいぜい1戸80ドル、1ヶ月の収入で支払える程度の額だった。事実、火災の5日目には、2戸の新しい小屋の建築が始まった。それまでスクォッターたちは、一部が親戚に身を寄せるほか、公道でホームレスとして生活した。

社会福祉局長 Social Welfare Officer マクドゥアルはこの調査結果から、難民の多くは、「戦前に大量に移民した先であるシャム[タイ]・マラヤ・蘭領インド[インドネシア]」をめざしていたところ、これらの地域は戦後「到達することも入域することもずっと難しくなっ

た」こと、出身地で生計を立てる見通しがなく、帰国すると徴兵されるおそれが現実的なことなどから、追い立てても出身地に帰らない、と判断した〈7 in 4802/48〉。マクドゥアル自身も報告¹⁴⁾で、スクォッターの半分は汕頭ならびに厦門^{フキイ}の出身であり、場所の伝統にしたがって東南アジアに移民しようとする途次、国際情勢変化で行き場を失った、と指摘している。

不法建築で貸し出された小屋に住むにも、むろん家賃が必要だった。1954年に、労働者は、熟練工が6～8.5ドル、非熟練工では3～5ドルの日賃金を獲得していた¹⁵⁾。後者の場合、月賃金は100ドル前後となり、30ドル程度が月に支払いうる家賃の上限であった。これを反映し、家賃の額は、7割以上が50ドル以下で、石硤尾での標準的家賃は、月30ドルだった。

当時の香港市内の公共交通機関は、バス、路面電車、フェリーなど低速交通機関だけだった。香港に戦後流入した難民¹⁶⁾で、日常の生活費を獲得するために労働者になった者は、不十分なこの空間統合の状況のもとで雇用機会の近傍の都市部に居住することは必須で、表通りのバス停に近いスクォッター集落に人気が集まった。客家が主に集住した石硤尾^{ジュニアフマイ}は、このため過密状態だった¹⁷⁾。

b) 中継貿易機能堅持を前提とした空間計画

香港を再占領した英国人は、戦後なお対中中継貿易機能を維持させる立場を守った。

1945年に英本国は、「植民地開発福祉法」Colonial Development and Welfare Act を制定し、1956年3月末までの10年間にわたって支出される総額1.2億ポンドの資金(うち8500万ポンドを世界の英領植民地に供与)で、各植民地において、住民の健康・教育・社会福祉・一般的な福利向上をはかり、天然資源を活用し、企業化の機会を拡張させる政策を打ち出した。この政策により植民地の経済開発と社会統合に成功すれば、植民地の長期安定的支配が可能となり、英国の世界的覇権が維持されうる。香港には、この資金から100万ポンドが供与されることとなり、1956年まで10年間にわたる開発計画策定のため、1946年6月、開発局長ハークロットを委員長とする開発委員会 Development Committee が設置された¹⁸⁾。

もっとも、当時香港英国人の間に、戦後の経済成長のためには、中継貿易にとどまることなく軽工業や観光開発を積極的に推進すべきとする主張もなかったわけではない¹⁹⁾。しかし、英本国で田園都市計画に関与しロンドンの都市計画にグリーンベルト概念を導入した²⁰⁾著名な都市計画家アバークロンビー卿が委託を受け、1948年夏

に来港して策定された計画『Hong Kong Preliminary Planning Report』では、香港が、中国本土との空間統合の強化により英国の経済フロンティアをいっそう浸透させる拠点という戦前同様の機能でとらえられた。計画人口は200万を上限とし、工業発展は戦前同様の副次的な位置に抑制されるものとされ、香港の経済基盤は大陸との中継貿易に求められるべきであって、^{コロンチョウ}廣州と香港島を直結する新しい陸上交通路を建設すべきとされた¹⁵⁾。当時明確になっていた工業化の進展に伴う労賃高騰は、工業化を抑制し、労働力需要を縮減する方向で解決がめざされたことになる。

c) 都市部における作用空間の不足

再占領直後の英軍政期間中、官有地上権貸与は凍結された。民政再開後も政庁は、混乱状況に場当たりで対応する土地利用を認めず、地上権貸与に伴って借り受け者に課す建築合約を政策的テコに用い、香港の空間の計画的・効率的開発と利用を図る方針を堅持し続けた。政庁は、1947年6月16日の公式通告で、75年期限の地上権が満了時に政庁はその土地にある建物について補償することなく当該土地を回収する権限がある、と明示しつつ、地上権更新条件として、当該区域が「適切に開発されること」をあげていた。具体的には、地上権更新に際し、建築費用・期間・建物完成後の入居期限を定め、この条件を充たす場合にのみ更新を認めるものであり、遊休地には実際建築することが求められた¹⁶⁾。

しかし、当時の建設物資の欠乏ないし高騰は、近い将来の物資下落を見越して建設を手控える地上権保有者¹⁷⁾をつくりだしたため、民間での建設は進まなかった。他方政庁は、建築可能な空間の不足から土地需給が逼迫し地上権競売の落札価格が高騰し、多額の歳入を享受できた。例えば、白人高級住宅地赤柱^{スクリュー}に所在する5,909.4㎡の区画は、競売開始時に政庁が示す価格19,040ドルの3倍を超える60,300ドル（1㎡あたり10.2ドル）で落札した¹⁸⁾。

こうした政策のため、地元紙には、住宅供給に必要な指導性を政庁が発揮していないとする手厳しい批判が現れ¹⁹⁾、香港の英人内部からすら、政庁は安価な土地を十分に供給し、住宅問題を解決すべきとする要求がおこりはじめた²⁰⁾。戦前ジャーディンマセソンの上海支社長をつとめたランデールは、1947年7月3日の立法評議会において、政庁が官有地地代を吊り上げ、更新に際し難しい建築条件をつけるなどして、「インフレーションに手を貸し」、香港「植民地の再建を無期限に引き伸ばして」政庁の土地に対する「独占力が公共の利益を損なうよう

に」乱用している²¹⁾と非難し、土地政策の再検討を要求した。

もちろん、絶対的に空間の広がりになかったわけではない。新界には大量の空間があり、既成市街地と九広鉄道で不十分ながら結ばれていた。だが、新界の平地には新界が植民地化された際に中国人が慣行的土地占有権を認められた農地ないし農業集落があり、これを都市開発のため収奪することは民族対立をもたらしかねなかった。また、新界は租借地であるから、丘陵を削ったり海面を埋め立てるなど土地造成を行っても1997年には中国に返還せねばならず、その時点で投資は無駄になる。香港戦後復興のための作用空間は、英国が譲渡地として永遠の主権を有し、しかも中国人の慣行的土地占有権が一切認められない^{ネオナン}九龍半島と香港島という既存の都市部で獲得することが賢明であった。

d) スクォッターに対する、植民地政庁の冷淡な対応

植民地政庁が、中国から流入し香港にスクォッターとして根を下ろした難民たちにとっての基本姿勢は、当初、冷淡だった。なにしろスクォッターは、戦後復興に重要な香港の貴重な英国官有地を許可なく使い、復興を、空間の面から邪魔しているのである。

だが、香港植民地は、19世紀からアジアへのキリスト教布教拠点として機能しており、スクォッター問題は、香港に集まるキリスト教慈善家の関心をすぐさま呼んだ。香港社会福祉協議会 Hong Kong Social Welfare Council のリャン神父は、「仕事をもっていることが証明できるスクォッターに簡素な住居を市街地内に提供すること」を、1946年11月23日に、政庁に対し書簡で提言した（52/641/46）。同神父は、この住居は2年程度の耐用年数を持つ2階建てで、あくまで応急的なものと考え、いくつかの住居予定地についても提案した。

とはいえ、1946年12月11日に開かれた行政評議会の決定は、次のようなものだった：

立法評議会財務委員会²²⁾に、3ヶ月のあいだ任意帰国させる計画の試行ができるよう票決するよう、……答申する。この計画は、一時収容キャンプ transit camp(s) を供給して、そこに帰国を待つ性行不良者を収容することが必要とするであろうし、個人記録をとっておき、後に強制送還の計画が導入されなくてはならなかったら、性行不良者たちが香港に戻ったときのため、すでにだれが政庁から村に戻るための援助を得たかはっきりわかるようにしておくべきである……。社会福祉協議会が提案した一

時住宅予定地のいくつかは、このために向いていないか、ないしは市政局に他の目的のため既に取り置かれており、一時住宅が、恒常的に移り住ませることに比べ不経済であることに鑑みて、[英本国]国務省からの返答を待った方がよいであろう……²³⁾。

この決定で政庁は、スクォッターの任意帰国を促しつつ、次の段階で強制的にスクォッターを追放することを辞せず、という方向性を明確に示し、社会福祉協議会の提案を退けた。

スクォッター強制除去という手段には、1922年に制定された非常時規則に関する条例 (Ordinance No.5 of 1922 (Emergency Regulations)) が法的な裏付けを与えていた。すなわち、Commissioner of Police「警察総監」・Director of Public Works「公共事業局長」・Deputy Director of Health Services「保健所次長」により権限を与えられた公務員はだれでも、官有地上に法的権限なしに建設され保持されている居住用構造物を破壊し撤去する実行使ができることとされ (第1条)、撤去費用は建造物の所有者の負担とすることも決められていた (第5、6条)。本条例はもともと、撤去権限を持つ者に「保健所次長」が含まれ、かつ第3条が上下水道・便所・厨房などが整備されておらず「居住すれば伝染病の発生源となる」と判断された建物を撤去対象としているとおり、公衆衛生上の配慮を主に制定されたものだった。これにわずかの修正を加え、スクォッター集落撤去正当化の法的根拠としたのである。

もっとも、こうした条例の存在と、この「伝家の宝刀」を実際に抜くかどうかということは別問題である。そこには、次章ならびに第4章で検討する、二つの関係が関わっていた。階級関係と民族関係であり、そしてそれぞれに空間に関わる諸問題である。

- 1) 'Population Problems in Hong Kong', *Far Eastern Economic Review (FEER)*, 30 July, 1947.
- 2) *Hong Kong Annual Report for 1947*, Hong Kong: the Government Printer, 1948, p. 9.
- 3) *Hong Kong Annual Departmental Report by the Commissioner for Resettlement for the Financial Year 1954-55*, p. 2.
- 4) Alexander Grantham, *Via Ports: From Hong Kong to Hong Kong*, Hong Kong: Hong Kong University Press, 1965, p. 154.
- 5) Lee Bing, 'Squatter Huts of Hong Kong', *FEER*, 10 August, 1950.
- 6) 以下、本論文において〈 〉で囲んだ英数字は、香港植民地政庁 (現中華人民共和国香港特别行政区

政府) Record Management Office ないしは Public Record Office に所蔵されているファイルの番号を示す。

- 7) 以下「ドル」はすべて香港ドル (HK\$) をあらわす。1955年3月にはおよそ US\$1=HK\$5.9 であった。
- 8) *Report on Squatters Dated 8. 11. 50* by S. W. O. (5-1 in 1/6/3091/481)
- 9) *Hong Kong Annual Report for 1954*, Hong Kong: the Government Printer, 1955, p. 23.
- 10) 1954年の国連難民調査委員会の調査では、38.6%が賃金を得る職業に就いていた (Edward Hambro, *The Problems of Chinese Refugees in Hong Kong*, Leyden: A. W. Sijthoff, 1955, p. 171 Table XXXII).
- 11) Lee Bing, *op. cit.*
- 12) 'Hong Kong Ten-year Development Plan', *FEER*, 26 November, 1947.
- 13) 'Promotion of Hongkong's Industrialisation', *FEER*, 21 May, 1947 and 'Hongkong's "Invisible Exports": the Challenge of Development of Tourism in Hong Kong', *FEER*, 11 June, 1947.
- 14) Paul Knox, *Urban Social Geography*, 2nd ed., Harlow, England: Longman, 1987, p. 52; 小長谷一之訳『都市社会地理学』(上), 地人書房, 1993年, 99頁。
- 15) Sir Patrick Abercrombie, *Hong Kong Preliminary Planning Report*, 1948.
- 16) *Hong Kong Hansard: Report of the Meetings of the Legislative Council*, Session 1947, pp. 196-197.
- 17) *Hong Kong Hansard*, Session 1946, pp. 210-211.
- 18) 'Hongkong Real Estate Market', *FEER*, 14 May, 1947.
- 19) 'Rehabilitation of Building', *FEER*, 20 August, 1947.
- 20) *Minutes of the Meeting of Executive Council* on Wednesday, 11 December, 1946.
- 21) *Hong Kong Hansard*, Session 1947, p. 193.
- 22) 香港で金融・商社を支配する英国人を中心とする民間立法評議会議員により構成された、香港支配階級の事実上の意思決定機関で、すべて非公開で議事が行われる。
- 23) *Minutes of Executive Council* 11 December, 1946, *op. cit.*

Ⅲ 階級関係の緊張と、技能・資金を持つ難民の労働力商品への転化

再占領直後の香港では労働力需給が逼迫し、階級闘争

が激化した。こうしたとき難民を労働力商品化できれば、需給は緩和し戦後香港の植民地支配を安定化させる経済基盤創出に貢献できる。経済基盤が創出されれば、香港上海銀行・ジャーディンマセソン社を頂点とする英系資本の基盤が一層強まる。そして、蓄積された資本の分け前にあずかり同様に資本を蓄積する香港中国人資本、そして生活水準が向上する一般の香港中国人労働者が、香港の体制を支持する。これにより一種の階級同盟が立ち現われ、香港は領域的実体としてより強固に確立しよう。この過程は、香港でどのように進んだのだろうか。

a) 再占領初期における専門労働力不足による賃金高騰と階級関係の緊迫

再占領直後の香港では、連合軍の爆撃や日本軍などによる略奪のため、西洋式建築物の70%・中国式建築物の20%が、修復不能であった。はじめのうちこうした都市建造環境の修復と建物の供給は、中国からの豊富な労働力供給にささえられた民間部門に全面的に委ねられていた¹⁾。このことは、建設業を中心に労働力需給を逼迫させた。特に、中・上層の労働者を中心に、労賃が高騰しつつ労働争議も頻発し、階級関係が緊迫した。

戦前、経済にとって副次的にすぎなかった製造業とはいえ、当時、高労賃が、設備の喪失、原料の欠如、原料・燃料・電力の高価格、敷地の不足、用水供給の制限とならんで香港製造業の直面する重要な問題であることを、政庁自身が認めていた²⁾。これに加え、中国における共産党の伸長に危機を感じた上海の工業家の間に、1947年ごろからすでに、生産の立地を香港に移すことに対し強い関心が寄せられ、先述の通り、実際に上海や広州から立地移動してくる企業家もあらわれはじめた³⁾。このことは、労働力需給をいっそう逼迫させた。

もっとも、ドック・公益事業・政庁で働く未熟練労働者の場合、戦前1日の労賃で3等米7.1斤 (catty, 1斤=約604.8g) を購入できたのが、1946年末には4.0斤になり、1947年末になって6.3斤まで上昇、また熟練労働者の場合、それぞれ同様に12.1斤であったのが、5.7斤となり1947年に10.4斤まで戻ったにすぎず、戦前の生活水準を労働者が確保できたわけではない。しかし、名目額は、1947年末を戦前と比較して、未熟練労働者の場合7.5倍、熟練労働者の場合7.4倍に上昇していた⁴⁾。戦前と比べほとんど技術進歩・生産性向上がなく、むしろ戦災の損失が生じて、これが資本費を高騰させ利潤を圧迫するという状況下で、これが企業の側から見ればそれなりの高賃金であったことは、納得できる。

だが、生活費高騰は、英国人が経営する企業を中心に中国人労働者による労働争議を多発させた。100% (ブリティッシュ煙草会社)、150% (中国人技術者組合)⁵⁾といった大幅賃上げや団交要求が組合側から出され、ストライキがしばしば打たれた。企業側はこれに対抗し、全員解雇、従前の条件で労働する意思のある者のみ再雇用し、あとは新規採用で埋める、といった乱暴な解決策 (山頂トラムウェイ会社の例) で臨んだ。賃上げ要求とストライキはその後1947年末までに、電気・バス・ガス・電話・フェリーなど、香港を支える公共事業のほぼすべてに波及した⁶⁾。このころ相当の労働組合は、国境の先の政治状況と平行して「急進派ないし共産党の影響下」⁷⁾におかれるようになり、政庁労働局は、こうしたストライキが「政治的要因から影響を受け、それにより作り出されさえしている」⁸⁾ことを認めていた。闘争は経済闘争にとどまらず、民族闘争に発展する可能性も孕んでいた。

b) スクォッターへの差別政策の登場

前章で述べた政策を改め、少なくとも一部のスクォッターに住宅を供給する考え方は、1948年頭ごろから政庁の中で台頭し、さまざまな案が現われた。市政局議長は、1948年4月6日、「政庁がスクォッターに小屋を供給することをいやがっているところからして、企業や個人が、明るく適切に換気された倉庫を相当数建設するという条件で、優遇された条件で官有地を与えられ、そこに兵舎のような状況でスクォッターを何年か住まわせる」案を検討中である、という覚書〈4802/48〉を植民地長官に出した。本格的だったのは、市政局長セジウィックを議長とし複数の部署にまたがる委員会がスクォッター対策について検討を続け、同年6月30日付で植民地長官に提出した「Report of Interdepartmental Committee on the Squatter Problem, スクォッター問題に関する部署間委員会報告」〈4802/48〉である⁹⁾。

この報告書は基本的に、スクォッターを強制力で追い立てることによる植民地の社会統合上の危機を避け、当時労働市場を逼迫させ階級闘争を激化させた労働力不足を、スクォッターの定住による安定した労働力商品供給増で補おうとする考え方に立っていた。

まず、スクォッター除去にむけた以前の強行策は、「深刻な種類の政治的ならびに経済的問題をつくりだす」(§ 8) こと、強制撤去してもやがてスクォッターが元の場所に戻ってくるだけで、これを避けるため絶えず監視が要ること、という2つの理由で否定された。

労働力需給緩和については、スクォッターを2類型に

分け、別個の対応が提案された。第1は、全体のおよそ30%にあたる、香港に何年かおり、仕事をもった「品行方正な職人」で、より本格的な住居があればそこに住める人々である。第2の類型は、香港植民地への新参者で、その多くは「貧困者あるいは悪い品性の人々」であり、香港植民地はこれなしにでも十分やってゆくことができるものとされた (§ 1)。その上で本報告は、第1類型のスクォッターに住居を供給しつつ、より緩やかな対処を行う新たな立場をとった (§ 4)。

第1類型の、社会福祉局長によって選ばれた「認可スクォッター」に対しては、市政局議長 Chairman of the Urban Council が、特定地区に居住用の小屋を建設するために、少額ながら有料で官有地占有許可を与えることにした (§ 5)。この許可対象である「認可地区 approved sites」の条件は、「都心からは離さなくてはならないが、通勤できないような……僻地に用地を供給することは、非現実的である」 (§ 7) とされた。つまりこの類型のスクォッターは、香港経済に有用な貢献をなしうる労働力商品とみなされ、その実現のための作用空間と位置を確保する空間の生産が提案された。第2の、「貧困・悪い品性」の類型に入れられたスクォッターについては、その流入がなお中国本土から続くならば、雇用機会から遠い「新界に食事と住居を与える」場を求める必要があるかもしれない、と指摘しつつ、スクォッターの状況が現状のままならこの考えに委員会は反対だとしている (§ 6)。

以上をふまえ、密集しかつ都心に近いスクォッター集落、保健衛生と火災の危険がある集落を優先し、順次クリアランスを実行すること (§ 12)、世論の支持を取り付けるため、集落の非衛生的な状況やこれに対する政庁の方針について宣伝を行うこと (§ 13) が提言された。

1948年7月13日の行政評議会はこの報告書を基本的に了承し、総計3万ドルの予算を公共事業局と衛生局 Sanitary Department につけて、政策の実行を図った¹⁰⁾。各住区の人々は社会福祉事務所 Social Welfare Office のソーシャルワーカーのスクリーニングを受け、香港にとって「有用で誠真な住民」と判断されると、市政局に紹介され、市政局は市街に近い丘陵の九龍半島の京士柏・荔枝角、香港島の摩星嶺・富斗窟の計4個所に設けた認可地区に小屋を建築する許可をおろす。建築される小屋は認可された型でなくてはならず、建築は自費で、年間12ドルの官有地地代を政庁に前払いすることとされていた。

c) 政庁による公営低家賃住宅建設計画の提唱

1949年1月には、第1類型に属するスクォッターを収容するキャンプが京士柏と荔枝角に出来上がった。同じ月に市政局議長は、こうしたスクォッターへのキャンプ提供にとどまらず、これを、公営の低家賃住宅計画へと発展させて行く方向を提唱した (21/736/49)。

植民地政庁に「住宅のための金はない」が、「土地という取引商品を持っている」ところからして、官有地を「きわめて有利な条件で利用できるようにする」ことがこの計画の目玉であった。住宅購入資金は民間ローン供与が期待された。この計画の対象となるのは

安定した職を持ち苦力以上の賃金 (1ヶ月に150～500ドル) を得ている職人と事務労働者である。その資金借入能力をとりまとめ、信頼のおける住宅組織のもとにおき、この組織にはこれらの人々が代表されねばならず、かくて獲得された資本はこれらの人々を収容するため用いられる。多くの場合民間企業はその安定した従業員に、適正に管理された善意の住宅購入のためなら、利子すらとらないで金を貸そう。／理論的に、このグループに対する十分な住宅の供給は、既存アパートの過密を緩和し、家賃や礼金を下落させ、より低い労働者集団により多くの住宅供給を可能とする。／1戸の費用……は、各家族の借入能力を超えてはならない。平均目標値は、5,000ドルを超えるべきではなかろう

と述べて、一種のフィルタリングの考え方で第2類型のスクォッターに対しても間接的に住宅供給を行うこととされた。

この住宅は、郊外に建てられた臨時のバンガロー形式住宅と、都市部に近く長期的に計画された高層住宅の2つの類型から成るものとされた。郊外のバンガローから都市部へは、新しく民営バス路線を開設することにも積極的であった。住宅は

100～500戸の団地にまとめられ、学校・レクリエーションセンター・保健所等の形態をとったコミュニティの利益を提供するあらゆる努力が講じられるべきである。コミュニティ精神と組織ができるかぎり奨励されることになる。各コミュニティは、管理委員会への代表を通じ、その住宅の管理について発言できるべきである。管理委員会 (団地ごとに1つ) は、半官の中央管理団体に代表を送ることになる

とされた。すなわち、この類型のスクォッターを市民として信頼しその自治・自律を期待する立場から、新しい居住の建造環境とこれが支える住民組織が提案されたのである。

このうちバンガロー住宅案は新聞がスクープ¹³⁾し、香港中に知れ渡った。記事は、政庁市政局と英本国の建築会社が共同して1949年末までに4,000戸の小型バンガローを建設し、礼金・敷金なし、1ヶ月60〜80ドルの低家賃で貸し出すという、前例のない大規模な公営住宅政策の開始を告げていた。だがこの報道に政庁は、「建築用地が極めて希少な香港で、大規模な住宅計画に相応しい敷地を求めることはますます困難になっている¹⁴⁾」と述べ、バンガロー住宅計画が「きわめて誤解を招きやすく、承認を得たものでもない」と、あわてて否定した。1949年12月、公共事業局長代理ニコルは、「土地に飢えた植民地の土地の観点から」バンガロー計画を批判して、次のように述べている〈M8 in 21/736/49〉：

バンガローや二階建て住宅を狭い用地の各所に分散して建てることは、基本的にそして経済的に当を得たものではない。このように用いられる土地は、容量いっぱいまで開発できるし、またそうしなくてはならないだろう。用地造成の費用が高価であることは認めねばならないこととしても、いったん造成されてしまえば、……高層の賃貸住宅建設が、これに対する経済的見返りを獲得する唯一の方法となろう。／民間企業がこの低家賃住宅計画にとりかかることは、このこととかわる財務的困難のため、できない。それゆえ、労働者向け住宅が建設されねばならないとしたなら、政庁となんらかの住宅営団（Housing Trust）のような形態をとった誘導と管理の下でのみなされうることとなろう。

この考え方に最も近く、あまり富裕でない人々に適切な価格で適切な住居を提供する目的をもつ組織として、香港住宅協会 Hong Kong Housing Society があった。前身は1947年にさかのぼるが、条例で正式に非営利民間団体として承認されたのは1951年である。政庁は、財政から3.5%の低利で資本融資し、安価な地上権・英本国ならびに香港の公的開発資金の供与を行い活動を支援した¹⁵⁾。同協会は、先行的計画として英本国の植民地開発福祉基金から144,556ドルの供与などをうけ、後に述べる石硤尾から500mほど離れた上李屋に、270戸の集合住宅を建設、1952年9月に完成して月家賃56ドル（4人用）で賃貸した¹⁶⁾。

第1表：1950年11月における、政庁承認下にあるスクォッター集落の状況

地 区	棟 数
(1) 社会福祉局長が推薦した家族用の、市政局が設置した4つの「認可地区」——	
京士柏	棟数 110
荔枝角	9
摩星嶺	31
富斗窟	8
(2) 市政局の「健康邨」	91
(3) 九龍城火災救援及復興委員会が何文田に建設する堅固な煉瓦造住宅地区、建築中の20棟を含む	256
(4) 何文田の黙認スクォッター地区	2,600
(5) 調景嶺の難民	1,300

出所：Report on Squatters Dated 8. 11. 50 by S. W. O. *op. cit.* para. 13

他方、第1類型スクォッターが「認可地区」で建てるバンガローの建設は遅々と進まず、1948年8月までに摩星嶺で18棟、京士柏で16棟、荔枝角で1棟という惨めな状況だった〈47 in 6/3091/48〉。社会福祉局長は、その理由を経済的要因に認め〈49-2 in 6/3091/48〉、月収90ドルから150ドルでは、小屋建設に必要な450ドルから800ドルという資金を手当てできないか、無利子ローンが得られても返済できない、認可地区に引越した場合通勤費が高すぎ払えない、等の理由を挙げ、認可地区にまだ小屋数が少ないため治安が悪く盗難に遭うという口実で中国人は住みなれた場所・環境から離れることを恐れている、とも指摘した。

1950年11月までに認可地区にはようやく158の小屋が建った（第1表）。このうち戸数の多い京士柏は九龍中央、また摩星嶺は香港島西部の各々市街地に近く、雇用機会に容易に到達できた。このほか市政局は独自に、香港島東部に健康邨^{ヘルシー・ビレッジ}（91戸）を管理した。だが、審査対象13,435家族のうち、認可地区への居住が認められたのがわずか763家族（5.7%）、うち実際に居住を決めた家族はそのさらに5分の1に過ぎなかった。認可地区居住が認められても、資金なく小屋を建てられない家族が大半で、これらは再び他へ流れた¹⁷⁾（§ 19）。

この時点で、公営住宅を契機とする労資の階級同盟は、未だ形成をみることはできなかったのである。

1) Grantham, *op. cit.*, p. 103

2) Annual Report for 1947, *op. cit.*, pp. 57-58.

3) Annual Report for 1947, p. 11, 58.

4) Annual Report for 1947, *op. cit.*, p. 20.

- 5) 職能別組合の形態をとって、造船所・公共事業・政庁・セメントといった、植民地統治の経済・政治にとって基幹部門の労働者により組織されており、小手先の戦術や妥協を容れない先鋭の方針で闘争した。
- 6) *Annual Report for 1947, op. cit.*, pp. 15-17.
- 7) 'Labour Conditions in Hong Kong', *FEER*, 3 September, 1947.
- 8) 'Chinese Labour Unions in Hong Kong', *FEER*, 17 September, 1947.
- 9) 本報告書に署名(6月29日)したのは、Chairman, Urban Council「市政局議長」、Superintendent, Crown Lands and Surveys「官有地・測量監督官」、Commanding Officer, Police Hong Kong「香港警察司令官」、Deputy Director of Health Services「保健所副所長」、Social Welfare Officer「社会福祉局長」の5人であり、「保健所副所長」以外すべて英白人であった。この構成をみると、当時スコッターを、第一義的に空間利用と治安問題、そして第二義的に社会福祉政策の問題として、政庁が認識していたことがうかがえる。
- 10) *Minutes of the Meeting of Executive Council ... on Tuesday, 13th July, 1948*, pp. 190-191.
- 11) 'Large Scale Housing Plan for Hong Kong', *China Mail*, 6 June, 1949.
- 12) 'Misleading: Bungalow Housing Project: Official View', *South China Morning Post*, 8 June, 1949.
- 13) 'The Hongkong Housing Society', *FEER*, 31 December, 1953.
- 14) *Hong Kong Hansard*, session 1953, p. 26. 別に香港模範住宅協会 Hong Kong Model Housing Society も当時存在し、香港上海銀行からの融資で政庁から無償供与を受けた土地に100戸の集合住宅を北角に建設、1952年4月に完成したものの、家賃は月額140ドルという高額であった。
- 15) *Report on Squatters dated 8.11.50 ...* (マクドゥアル報告), para. 19.

Ⅳ 資金も技術もないスコッターに対する強行策と民族闘争の可能性

より深刻な問題が、圧倒的多数の、政庁が「第2類型」に区分し、労働力商品化が困難とみなす、資金も技術もないスコッターにあった。労働力商品化が困難であるということは、この類型のスコッター問題を階級同盟の形成という脈絡で解決することを難しくし、そこにはより直接的に民族問題の火種がくすぶることを意味していた。次に、この類型のスコッターにかかわる状況について検討しよう。

a) 第2類型スコッターから労働力商品を創出することの困難

香港植民地政庁は、再占領直後の1945年11月12日に出した回状で、公共政策への植民地財政からの無償供与を、次のような原則のもとに否定していた<1 in 18/736/ 50I>:

植民地開発・福祉費の承認された支出から、たとえば住宅・電気・水道のような植民地政庁ないし地方公共団体がいずれ何らかの収入を獲得できる期待がある事業計画の全体をカバーする無償財政供与を原則として行わないこと……。／社会全体の観点から見て、場合に依りタックスペイヤー全体が植民地開発・福祉 vote かにすべての費用を負わせるのではなく、事業計画から直接に利益を受ける人々に少なくとも費用の一部……を支払うようにさせることは、通常、公正な取り計らいである。

前章のニコルによる「経済的見返り」という主張はこの原則の正確な延長線上にあり、これが貫かれる限り、支払能力が乏しく政庁に「見返り」を与えられない第2類型スコッターに政庁が住宅供給することは困難となる。

実地調査を踏まえて警察総監 Commissioner of Police が1950年10月20日提出した覚書<1/6/3091/48I>は、スコッター地区の街路が混み入っていて電気もないためパトロールが困難であり、小屋はすべて戸建てで便所・台所が独立し地区住民間の交流が乏しいので住民についての情報収集が難しく、しかも庭に武器を埋めて証拠隠滅を図ることができること、そしてあらゆる種類の政治的エージェントの隠れ家や会合場所を提供していること、など治安上の問題を明らかにしていた。また社会福祉局長マクドゥアルが、1950年11月8日付でまとめた新しい報告(マクドゥアル報告)<1/6/3091/48I>は、次の状況を指摘した。

すなわち、流入した難民の大部分は、九龍北部とその東方にひろがって不法居住し、新しい難民は、このあたりに一時住んだあと徐々に香港島に移動してゆく傾向が見られた。スコッター地区では、売春・健康への脅威・火災の危険・犯罪などが深刻だった。スコッターのうち1割にあたる3万人は植民地の「きわめて深刻な潜在的脅威」となりうる者で、難民が出身の村から抱えてきた財産をねらった窃盗が集落内で頻発し、1950年5月から9月までだけみても、香港全体392件のうち、110件がスコッター集落内で発生、「植民地全体のもっとも

重大な罪のうちおよそ3分の1がスコッター集落でおかされる」(para. 11, (I-3 in 1/6/3091/481)) 状況だった。阿片・ヘロイン窟や売娼所も、既成市街地から追放されたあと、スコッター集落にその場所を求めた。捜査をしても、犯行に用いられる銃器はスコッター集落の空き地に埋められたため、発見されても所有者が法的に特定できず、訴追に困難をもたらしたし、既成市街地のアパートのように便所・台所が共用でないで住民間の相互情報交流が乏しく、聞き込みでも有力な手がかかり得難かった。

だが植民地の維持に関わる根本問題は、売娼所よりも、香港防衛の観点から、ヴィクトリア港入口を扼す戦略上重要な海峡である鯉魚門^{レイ・ウー・モン}、ならびにこの海峡に面する香港島^{ホンコン}柴湾^{ツイ・ワン}に計画された英空軍施設にスコッター集落が拡大したことにある。また、九龍のスコッター集落が英軍の弾薬庫に接近したことも問題とされた (§ 4, -8, 15)。九龍側で鯉魚門海峡に面する調景嶺^{チウ・ギン・リウ}に、それまで台湾への移住を待って香港島の摩星嶺^{マ・シン・リウ}に固まっていた1,300戸の中国国民党軍関係者を政庁がその財政支出で移転させた¹⁾ことが、これに関連した措置であることは、容易に理解できよう。

だが、英国人支配者にはたしかに脅威であっても、スコッターの中国人は、この状態で生活を続けて行くに一向差し支えなかった。スコッター人口の空間的集積は「その大量の集積自体が財とサービスに対する巨大な需要を創造」し、他方それに供給を行う手間仕事や物売りなどが現れて、その需要の「大部分は自らによって供給されている」という「お互いの肩を洗い合う」自己完結的経済圏が集落内部に作り出された。外部に労働力商品として流出する人口比率は、九龍で5%、香港島でも20%以下と推定された (§ 20)。

政庁の規制下でないスコッター集落内部で上述のような自己完結的経済圏が形成されてしまえば、帰国はいわずもがな、植民地政庁がスコッターに及ぼしうる経済的政策変数を用いた統制は困難になり、スコッターは香港経済に何の労働力商品も供給しないばかりか、犯罪の激化や共産党のアジト化といった治安上の問題・社会福祉支出の増大による政庁財政への負担・そして都市空間占拠など、否定的機能ばかりが生ずる。第2類型スコッターに関しては、その存在自体が、植民地支配者に脅威であった。

この状況は、香港で中国人の生活にかかわる諸問題に対応する最高責任の地位にある中国人担当長官 Secretary of Chinese Affairs の任にあった英人官僚トッドをして、1950年11月9日付植民地長官あて報告書の中で、

「もっとも頭を悩ます事態」といわしめたものであった (para. 1, 3 in 1/6/3091/481)。このためトッドは、スコッター集落を経済的に自己完結としがちな、集落内部の食堂・理容・商店・工場・作業場などの生産諸施設を取り壊し住宅施設のみとすること、スコッター集落への電気供給や有線放送会社の供給するアメニティ施設を電力会社・有線放送会社に禁止することなどを植民地長官に提案した。

だが、仮にこの自己完結的なスコッターコミュニティが強行的に解体されたとしても、ただちに良質の労働力商品が市場にあふれ出るわけではない。第2類型のスコッターたちとはほぼ同じレベルの技能しか持たない未熟練労働者の、香港の工場の職場におけるパフォーマンスは、当時の上海で労働者がそなえていた資質と比較するとき、経営者側から決して評価されるものではなかった。1948年7月の政庁系英字誌『Far Eastern Economic Review』は、地元労働者がかかえる問題を、次のように伝えている：

地元の労働者は、上海の同僚たちと同じ知性を持っているのだが、彼に持ち前の技能を華北のより高い生産性水準にまで展開させるところまでまだいっていない。地元の工場所有者は、労働者が大概未熟練か半熟練で、その産出量は極めて低く産業の多くの部門で生産費を禁止的に高くするほどだ、と絶えず苦情を言いつつっている……。地元の労働者には、ほとんど何らの産業的伝統もなく、これを数年で獲得することはできない……。信頼がおけ、知性あり、そして効率的な職制と労働者という核を作り上げるには、何年もかかるだろう。その時まで、製造業者たちはとりわけ、戦後白紙からはじめなくてはならなかった若くて不慣れな工場の働き手で我慢しなくてはならないだろう²⁾。

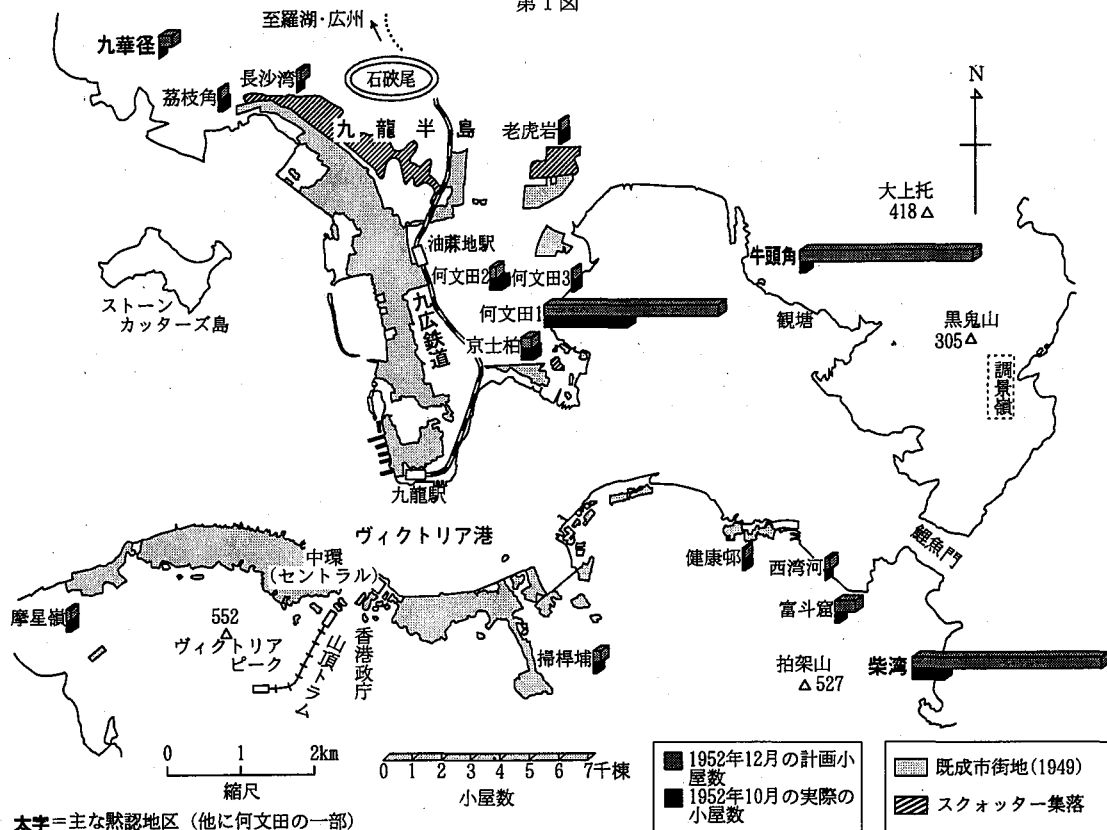
第2類型スコッターは、かくて、公営住宅への支払能力は言わずもがな、良質の労働力商品とならず、犯罪などの問題を作り出し、さらには中国共産党の温床となって香港に階級的・民族的緊張をもたらしかねない厄介者、と植民地支配者にみなされたのである。

b) 第2類型スコッター用「黙認地区」設置と強制移住の試み

社会主義中国成立後、政庁は、第2類型の者に対しさらに強硬な政策を志向した。

1950年7月19日、植民地長官代理が市政局長に秘密書

第1図



出所: Brief Synopsis of 12 Months of Squatter Resettlement Work, from the Chairman of Urban Council to the Colonial Secretary, 19 November, 1952 (124-1 in 1/6/3091-48III);

スクォッター集落の分布は, Roger Bristow, *Hong Kong's New Towns: a Selective Review*, Hong Kong: Oxford University Press, 1989, p. 51 による。

簡で伝達した決定は, 次のように述べていた <66 in 4802/48>:

きわめて長期的な目標は, すべてのスクォッターを新界と離島とに分散させることを展望しつつ香港島と九龍から除去することである……。[このことを] 念頭において, 香港島には, これ以上「黙認」ないし「認可」地区が許容されるべきではない……。大きなスクォッター集落に防火帯を設ける以外, 貯水槽・給水栓・水道管ないしその他のあらゆる施策も考慮されるべきではない。

1950年12月5日の行政評議会は, 前章で述べたマクドナルド報告やメモなどを資料として香港の人口過剰について審議し, 10年以上香港に住み有用な機能をはたす中国人は優遇, 他方新たに中国から来た望ましくない

人々に対する援助は最小限とし, できるかぎり強制送還する, という「差別的政策」を明示的にとることを決定した。この政策は, 教育・医療・社会福祉など, 政府の社会政策全般にわたって行われるものとされた。すなわち, 望ましくないとされたスクォッターの集団については, スクォッターたちを

消耗させる政策によって, スクォッターたちが住みつきたがらないようにしなくてはならない。この政策の目的は, 不法居住者が中国に戻りたくなるよう, 居心地をできるかぎり不快なものにすることだ。どんな種類の社会サービスものぞましくない

とする決定である³⁾。

1951年4月9日, 社会福祉局長ウェークフィールドは, 前年12月5日の行政評議会決定に基づく差別政策実

行のため、「スクォッターとスクォッター用の簡素な住宅、そして公務員と公共事業職員等用の恒久住宅に関する報告 Report on Squatters Simple-type Housing for Squatters and Permanent Housing for Employees of Government, Utility Companies and Others」（ウェークフィールド報告）を発表し、スクォッターを都心に近い「認可地区 approved areas」と、遠い「黙認地区 tolerated areas」とに分けて再定住させることを提案した。

「認可地区」は先述の定住政策の延長で、「政庁によって標準型のスクォッター用木造小屋の開発が認められ、市政局の管理下に置かれた官有地の地区」、また「黙認地区」は、中国に戻すまでの暫定居住地で、「スクォッターが残ることを認められ、どんな標準的建築を求める努力もほとんどないし全くなされない地区」と定義された⁴⁾。既存スクォッター集落はクリアランスされ、両地区で型の違う小屋がスクォッター自身の経済的負担により建設されることとなった。認可地区のバンガロー式恒久住宅は質素だったが1戸1,000ドル以上するのに対し、「黙認地区」では、建築する住宅の形式は問わず、1戸数百ドルで建設できた。いずれの地区にも、政庁が用地造成し、道路・防火帯・共同水道・共同便所を設置することとされた⁵⁾。「認可地区」には、これに加え、電気・有線放送・生協商店等が設置されることとされたが、「黙認地区」でこれらは認められなかった（para 14, (15 in 1/6/3091/48I)）。ウェークフィールドは、認可地区を、これまでの市政局指定4地区のほか、香港島で掃桿埔に新設し、富斗窟には第2地区を追加、また九龍では九龍城隣接地・長沙湾・福建街に新設し、何文田には第3地区を追加することを提案した。また、政庁の認可のもとで九龍城火災救援及び復興委員会が開発してきた、何文田への追加地区と老虎岩も、新たに認可地区として付け加えられた（para. 7, 15 in (1/6/3091/48I)）。また、黙認地区は主として、牛頭角⁶⁾・九華徑⁷⁾・柴湾など、当時の市街地の最外縁に配置された（第1図）。

ここで問題になったのは、「スクォッターを現在のわれわれ〔政庁〕が望んでいない地区から追い出し」、これらの「地区にどうやって連れてゆくか」（para. 3 in (1/6/3091/48I)）であった。また、うまく連れて行けたとしても、雇用機会から遠い「黙認地区」にセグリゲートされることとなる中国人たちについて、植民地副長官は、

善良な市民ではない。つまり、例えばイングランド人ならそのふるまいから社会的にどんな結果が生ま

れるか気が付くという抑制心を持っているのに、中国人は、市街に住むとき、こうしたものを経験していない。中国人は、歴史的にも伝統的にも粗野であり、家族共同体として住み……道徳的な抑制心は、家族仲間のなかから出てくるのである。香港では、すでに地位を築いた商人・商店主・労働者に、われわれ〔英国人〕の考えるような市民組織の考え方のようなものを教えるについて、少し——ほんの少しだ——だけ成功したにすぎない。……社会福祉局長と議論をし、「黙認地区」には、街坊組織を作れることをすすめるべきでない、という結論に達した……（para. 16 in (1/6/3091/48I)）

とし、不信を露骨に示して、自治を認めず政庁の官僚が直接管理を行うことが提案された。

c) 強制移住に対する、香港中国人の抵抗と中華人民共和国の対応

だが、1946年からあった強制移住の延長線上で構想されたこの方策は、第二次大戦中日本軍が香港で採用した悪名高い強制的住民追い立てを彷彿させるものだった⁸⁾。すでに1950年11月16日、ある英人官僚は、この政策の強行につき、

人間性という基本的な権利の主張を見失う危険がある。日本人は、同じ問題に直面して、米の供給を止めることで5分の4の人口を立ち去らせようと試みた。われわれがどんな政策を取るとしても、これほどに効果はない（少しは情け容赦ある）だろうが、それでもわれわれ〔英国〕を、日本と同じようにに残忍だという非難にさらすことになるだろう

と危惧を表明していた（1/6/3091/48I）。阿片戦争以来香港を支配して100年にすぎない英国人にとって、かつての日本軍と同様の暴力的手法を中国人に対し強行することは、たとえ植民地法上の正統性があるとしても、日本軍国主義からの香港「解放」という植民地再占領の正統性を傷つけかねず、困難が感じられたことがわかる。

この政策の実行が決まった後1951年9月18日、市政局主席バーネットは、植民地長官に覚書（1/6/3091/48II）を提出し、一部のスクォッターが移転を拒否している問題に関し、大戦中香港を占領し統治していた日本を引き合いに出しつつ、改めて次のように述べた：

〔この中国人たちは〕日本人が、征服による権利に

基づいて存在したのであったし、我々[＝英国人]も征服による権利に基づいて存在しているのだといっている。日本人は、[戦時中の飛行場建設のため]もともと啓徳に持っていた土地と引き替えに土地を与え、我々はその啓徳をそのまま保持してきた。それゆえ、[この中国人たちは]そこに権利をもって存在していることになり、動こうとはしないだろう……。[この中国人たち]は、法的権利の気配をもっており、それにしがみついているのである……。

1952年2月には、政庁社会福祉署が運営していた難民に対する無料給食所近くの工場の壁に「難民移転政策に反対して『団結する』」ことを呼びかけ、現場で指揮に当たっていた植民地政庁中国人官僚を「英帝国主義の権力をかさに人民を抑圧する」走狗と非難して、「団結して蜂起するならば、こうした裏切り者や走狗のたぐいは清算される日がこよう」と訴えるポスターが張り出された。同種の文は、別の場所でもビラとしても撒かれた。英植民地政庁はこうした動きを、スコッターから地代を非合法に收取しているテキヤの仕業としつつも、こうした運動を指示している首脳部は「広州にいると考えられる」として中国共産党との結びつきを嗅ぎ取り、神経質になっていた〈97 in 1/6/3091/48II〉。それでも、新規に小屋の建築を試みる者に対し植民地政庁の監督スタッフは、「すぐさま取り壊されることになるのだから、掘建て小屋や家を立てる金を無駄にしないよう」警告を続けた⁹⁾。

緊張は次第に深まった。同年7月21日には「香港華人革新協会 Hong Kong Chinese Reform Association」により、スコッター除去に名を借りて植民地化以前から存在し慣行的土地占有権をもつ農業集落まで強制撤去することを政庁がもくろんでいること、「黙認地区」は雇用機会のある市街地から遠いこと、貧困な中国人の立場が十分考慮されていないことなどにつき、抗議が植民地長官あて中国語でつきつけられた〈112 in 1/6/3091/48II〉：

何文田・老虎岩・牛頭角・大湾・深湾など、香港と九龍の都市地区の近傍にある農地には、2,000世帯があり、農業人口は20,000人に達している。家族はそれぞれ、土地に附属して、小屋か石造家屋を持っている。政庁はこうした土地も回収するのだといわれるが、代替設備は何ら手当てされてこなかった……。／さらに、牛池湾〔牛頭角の北、現在公営

団地が建つ〕には、何世代も存続してきた集落があって、なかには建ってから百年以上という建築物もある……。こういうものもすべて取り壊されるといことだ。／[指定再定住地区は] 貧困で無産な者のことが考慮されていない。牛頭角と柴湾の2つの地区は、都心から遠く離れている。そこに住むことを強制されても、住むのは一時的であろう……。／貧困者は同情と配慮がほしいと思っている。動くことを強制されるならば、状況は一層悪くならう。それゆえ、スコッター再定住計画はとりやめるべきで、もともと住んでいた地区とその中の家屋は、そのままにしておかれるべきである、というのが多数意見である……。

これに対し、政庁内部で「植民地長官に手紙を送るときは英語で書くべきだ……。中国語なら、中国人担当長官を宛先にすべきだ。手紙を中国語で直接植民地長官に送るのは、意図的な無礼である」という〈M. 34 in 1/6/3091/48II〉という非難が英人官僚からだされ、この抗議の手紙はたなざらしにされた。

とはいえスコッターは、実力による移住に訴えられない英国人の弱味を見透かすかのように、動こうとしなかった。「認可地区」への居住資格にもれたスコッターは、雇用機会へのアクセスが困難な「黙認地区」へ容易に移動しなかった。都市部に近い何文田には計画を上回る家屋があるのに対し、牛頭角のように遠い地区の状況は、惨めだった(第1図)。

スコッターの状況とそれに対し植民地政庁がとった政策は、さらに中華人民共和国側から香港の英国による植民地統治への批判へとつながった。例えば、後に述べる石硤尾大火直後の1954年1月16日、北京放送は、九龍の中国人が大火で損失を被った咎は英国に帰する、英帝国主義統治下で労働者大衆は等しく半飢餓的に生活し、耐え難い貧民窟での居住を強いられ、水も電気も防火設備も手にできない、などと非難した⁹⁾。また、1957年夏になって、再定住政策が軌道に乗り始め、九龍北部の黄大仙及び竹園でスコッター集落撤去に香港植民地政庁が着手した折、中華人民共和国外務省は「香港の英当局は、中国人住民の立ち退きを強行し、中国人が住んでいた家屋や生活の糧であった農地や財産を破壊して、当地の中国住民の伝統と権利を著しく破壊し、中国人住民の正常な生活に脅威を与え、かつ中国人住民に巨大な財産の損失を作り出した」と英国代表部に厳重抗議している¹⁰⁾。

第2類型のスコッターにかかわる民族対立もまた、

解決困難なように見えた。

- 1) 'Chinese Refugees in Hongkong', *FEER*, 6 August, 1953; 魯言「調景嶺の変遷」所収『香港掌故』第12集, 1989年, 廣角鏡出版, 129—151頁。
- 2) 'Problems of Hongkong Manufacturing Industries' *FEER*, 14 July, 1948.
- 3) *Hong Kong Executive Council, Minutes* No. 47 of 1950, 5th December, 1950, pp. 133-136
- 4) *Memorandum for Executive Council*, for discussion on 3 July, 1951, para. 3.
- 5) *Annual Departmental Report by the Commissioner for Resettlement for the Financial Year 1954-1955*, para. 4.
- 6) 後に、黙認地区最大の牛頭角近傍に、まったく新たな工業空間を生産する試みが政府によってなされる。このことについて詳細は、拙稿「英国人植民地支配に内面化した空間の矛盾：香港の観塘開発における戦後工業化と官有地政策」『アジア研究』44巻1号1997年、参照。
- 7) 謝永光『戦時日軍在香港暴行』明報出版社, 1993年, 207—210頁（森幹夫訳『日本軍は香港で何をしたか』社会評論社, 1993年, 229—233頁）参照。
- 8) *Monthly Progress Report on Squatter Clearance and Resettlement*, 21 March, 1952, in (3/4802/52I).
- 9) 「中共罵英國了！——他說『香港是英帝國主義的統治』」『香港工商日報』1954年1月18日。
- 10) 「香港英当局迫使九龍中国居民毀家破產流離失所——我外交部照會英代弁處嚴重抗議——港九中国居民的傳統權利和正常生活必須尊重」『人民日報』1957年7月25日。

V スキャッター再定住政策における矛盾の弁証法とその解決

以上から、香港のスキャッター政策がはらむ空間—社会的なジレンマが明らかとなる。

第一に、都市の経済活動に必要な空間（絶対空間）の獲得のため、居住機能に十分な都市空間を供給しなければ、香港中国人の労働力商品への転化を難しくして既存労働市場での階級対立を激化させる。また、スキャッターを既成市街地から強行的に追放すれば、中国人とそれによってたつ空間との自生的結合・距離（相対空間）の面で雇用機会に近くありたいという自生的な場所の選択が破断されて、都市暴動や中華人民共和国からの抗議といった民族対立をもたらし、英国人の支配体制自体を危殆にさらす。だが第二に、中国人の抵抗を恐れてこれら

のスキャッターをクリアランスしなければ、英国が恒久的に植民地として保持する九龍半島と香港島に香港資本主義の蓄積を支える都市建造環境を創出することはできず、また労働者階級が居住空間を確保することを通じ安定した労働力再生産も行われ得ず、中国の社会主義化により本土から切り離された香港（植民地）は経済発展を通じ領域的実体を確立することができない。これではやはり植民地の体制が危殆にさらされる。

こうしたジレンマの中で、香港のスキャッター政策は、単なる難民救援の福祉政策ではなく、階級かつ民族としての中国人を英国人支配下に統合できるか・民族独立した社会主義中国と国境線のみで仕切られた領域で異民族支配の資本主義が存立しうるかという、階級と民族関係の複合に基盤をもつその領域的存在の根本が賭けられる課題となった。

a) 中継貿易の終焉と、第2類型スキャッターの労働力商品・小資本家への転化

このジレンマ解消の一撃は、香港外から来た。朝鮮戦争勃発後の1951年5月18日、国連は、中華人民共和国が北朝鮮についていることを理由に戦略物資の対中禁輸を決定した。英国がこの制裁に加わり、また合衆国も香港への輸出を規制したため、香港の貿易量は減少し、香港が従来持っていた中国本土に広がる経済フロンティアへの商業・運輸基地提供という機能は瀬戸際に立たされた。中継貿易機能が直接に稼出す金額は、1951年から1952年までで6.44億ドルから4.21億ドルに減少、これに倉庫・保険・運輸などへの乗数効果をあわせると、新たな経済基盤がない限り、香港の域民所得を3分の1減少させると推定された¹⁾。

いまやアバークロンビーの計画は幻であった。禁輸措置の結果、貿易量の如実な下落が示された7月、早くも『*Far Eastern Economic Review*』巻頭に「最良の代替策は、地元で工業を築き上げ、その生産物を吸収する市場を開拓することに専念することである」とする立場から、香港の英国支配維持という前提の下で、難民として流入した中国人を香港が支えて工業化を図る方向を示唆する、うって変わって香港中国人に好意的な論評があらわれた。

「中国人は」勤勉で生き生きしており、他のコミュニティならぐらつくほどのサイズに近づきそれでも大きく流入してくる中国からの難民を支えることができた。この中国人コミュニティは、全般的に、英国の支配下で生活することに満足してきた。この

中国人たちの信頼を前に、香港がもしこれらの中国人たちを支えられず、この中国人たちが帰還を強いられるとしたならば、それは、信頼に対するあまりに下手くそな仕返しであろう²⁾。

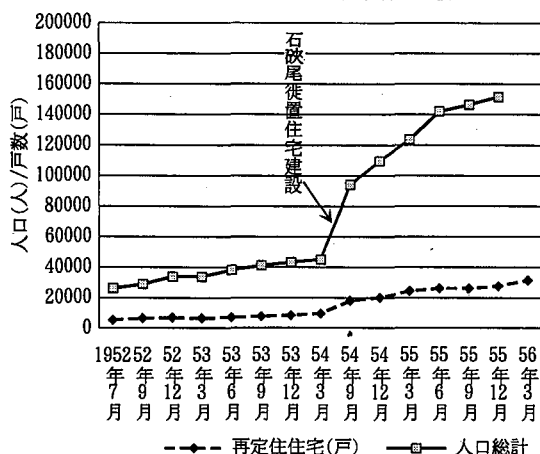
香港中国人たちが勤勉に労働し英国人支配を受け入れるかぎり、スキャッター問題の根本的な解決は、実力行使に訴えずとも、経済的手法により可能かもしれない。禁輸措置によって「減少した[香港]植民地の貿易を補償するため、香港製品の販売努力を海外で増強し新市場を確立する」³⁾には、この予期しない国際政治状況が強いた蓄積過程を順調に進行させ、スキャッターを含む中国人により自生的に発展しつつあった製造業を基盤に香港経済の自律的な再生産過程を軌道に乗せる政策をとることが、唯一の選択肢となった。

ここからスキャッター政策に新たな可能性が開けた。労働力商品化・小資本家化という誘因をスキャッターに提供し、中国人が市場の競争場裏で闘いさえすれば現実の経済的果実が中国人の手に入れられるようにすればよい。公的に生産される必要があったのは建造環境というそのための物的な舞台であり、また、未熟練の中国人やその子女を訓練・教育して良質の経済主体という役者に仕立てるための社会的インフラストラクチュアであった。

このうち後者については、はやくも1951年10月に総督が、政庁内に「実業教育及び職業訓練委員会 Committee on Technical Education and Vocational Training」を設置、香港における職業教育の情報収集と実業教育・職業訓練のニーズの調査に乗り出した。翌年10月には、この委員会に「地元の産業の生産性を向上させ、[香港]植民地の繁栄を増進するため」などを目的に政策提案する権限が加えられ、1953年10月に答申⁴⁾を総督あて提出した。これと並行し、政庁は1952年に英本国で労働集約産業が集積するイーストロンドン地区⁵⁾にある実業学校 South East London Technical College 校長を3ヶ月間招聘、報告書をまとめさせた。

香港における職業教育拡張の必要性を説いたこれらの報告書にしたがって、まず香港島の灣仔にある既存職業訓練校が拡張された。ついで、香港中国人産業家の団体である中華廠總商會は1955年に政庁へ100万ドルの寄付を提案、政庁による同額の予算支出とあわせ、九龍の紅磡に、香港工業学院 Hong Kong Technical College が1957年12月開設された⁶⁾。1972年に香港理工学院 Hong Kong Polytechnic となり、のち大学に昇格して、現在に至っている。

第2図 スキャッター再定住政策の進行



出所: the Chairman of the Urban Council, *Monthly Progress Report on Squatter Clearance and Resettlement*, various issues.

物的な「舞台」の生産についての政庁の考えは、1953年7月28日、長官補佐の一人が植民地副長官に提出した覚書〈M2 in 11/3181/52〉の『なぜスキャッターの利益のためにわれわれの都市計画全体を変えなくてはならないのか?』という。答えは、恒久的の住宅に住むゆりのない人々に恒久的の住宅を供給するよう都市計画を本当に変えるのでない限り、計画は現実的でなく、決して実行されえないだろう、ということだ」とする点であった。

とはいえこの時点で実行されたのは、依然かつてのウェークフィールド案だった。「認可地区」には、定職と子供があり、資金を持ち、法を守り有用な市民で、植民地に少なくとも10年居住した希望者の居住が認められた⁷⁾。1949年に否定されたはずのバンガロー形式の住宅建設がスキャッター自身によって1951年7月から始まったものの、1952年8月、認可形式の小屋は、香港全体で1,387戸、それ以外の木造小屋などを含め全体で6,054戸、居住者数は計27,209人にすぎなかった⁸⁾。変化の状況は、第2図に示されている。恩恵を受けたのは、最大で50万人はいると見積もられたスキャッターのおよそ5%程度に過ぎず、まだ政策の網が及ばないスキャッター集落では、大規模な火災が相次いで発生した。

b) 作用空間と労働力商品確保のための、恒久的の高層徙置住宅の建設:

工業化への転換が提唱されたとはいえ、景気は容易に回復しなかった。当時の域民所得統計はないので、比較的整備された入港船舶に関する海運統計でみると、入港船舶トン数は1949—50年に2735万トンでピークを打ったのち低迷し、1952—3年には2363万トン、1953—4年に

は2585万トンという状況であった⁹⁾。「多くの企業は損益分岐点がやっとで、経営損失が一般的になった」との報告があり、早急な経済構造の転換が求められた¹⁰⁾。

1953年のクリスマスの夜、最大規模のスクォッター火災が石硤尾に発生し、3,351戸の小屋が焼失・58,203人が焼け出された¹¹⁾。これを直接の契機として、市政局に再定住に関する緊急小委員会 Emergency Sub-Committee on Resettlement が組織され、スクォッター政策見直しが始まった。同小委員会は、特に九龍において在来の政策は役立たず、公営の高層住宅を建設して現在より狭い空間に居住させなければ問題は解決しない、と提言し、あわせて、放置した場合には、大火が今後も相次ぎ、健康・公安上の問題が生じ、空間の欠乏という問題は解決せず、しかも見苦しいシミのようで香港植民地の威信を傷つける、と提言した¹²⁾。

この提言は、グラントム総督が1953年3月に立法評議会で行った予算演説¹³⁾において従来の再定住政策を批判し次のように述べていたことを、忠実にぞったものだった：

再定住地区に安物バンガローを建てることは、我々の住宅問題への根本的解決ではない。なぜなら一つに、都市部の土地は余りに希少で余りに価値があり、再定住地区での平屋建開発は、不法なスクォッター地区の上を蔽う疫病と火災の脅威を減らす一時しのぎの緩和剤とみなくてはならない。主要な住宅問題は、現在非衛生的で過密な状況のもとに居住する10万人は下らない家族に、低家賃で高層の恒久住宅を供給することである。

総督はさらに、この政策の先行的な実験として、既述の香港住宅協会や香港模範住宅協会が建設したアパートに言及し、これよりさらに貧しい第2類型のスクォッターにも最低家賃で住宅を供給できるよう、住宅公団 Housing Authority 設立を提言していたのである。

1954年4月には、再定住局長 Commissioner for Resettlement 職がつくられ、翌月に再定住局 Department of Resettlement が新設された。これにより、従来の小屋への再定住という方式は、「土地の無駄遣いであり適切な土地開発を永遠に不可能にするので」以後行わず、6階建ての高層恒久住宅か、あるいは臨時の低層構築物への再定住とする方針が定められた¹⁴⁾。

この高層恒久構築物は政庁直轄で、公共事業局 Public Works Department の手により、徙置住宅（難民用公営住宅、resettlement estate）として、大火に被災した石硤

尾に建築された。家賃は貧困なスクォッター層でも十分手が届く、1戸11ドル（水道料金を含む）とされ、このため建物の質は最低限となった。平行する2棟をつなげH型とした6～7階建てのコンクリート建築1棟に432戸を収容、各戸は内部装飾も電灯もないコンクリート打放し1室のみ、便所・シャワー・水道はすべて共用、炊事には各階の周囲にめぐらされた廊下兼用バルコニーが用いられた。一戸の最低定員は5名で、1家族の規模がこれに満たない場合は相部屋を強いられた。どの家族も、子供の成長・結婚・出産などで規模が年と共に増大したし、家財道具も増えたから、部屋は常に過密であった¹⁵⁾。「生物的種としての人間にとっての基礎的なアメニティーをいくらか提供したものではありません……社会的存在ないし個としての人間にとっては、なんの用意もなされていない」¹⁶⁾という描写が、ここに妥当した。

この石硤尾の住宅は、かつての倉庫にスクォッターを住ませる案や高層公営住宅の提言をはじめ、これまでみた一連の政策の必然的帰結であった。それがここで植民地政庁によって了承され実行に移された根拠は、再定住局長が自ら語ったように「戦後はじめて、労働者階級の人々に、耐火性・耐候性をもった住宅を、その稼ぐ額相応に低廉な家賃で、主要な雇用中心に行けるところに提供」¹⁷⁾（強調水岡）する必要、換言すれば、スクォッターたちが自己を労働力商品として実現しうる空間的条件を整える必要にほかならなかった。ドラカキス＝スミスの、徙置住宅建設が「いかなる意味においても、同情的理由から不法居住者を移転居住させることを目的とする福祉のプログラムではなかった。逆にその主要な理由は、はっきり経済的なものであった」¹⁸⁾との指摘は適切である。

事実、石硤尾の住宅は、黙認地区と比較にならないほど人気が高く、スクォッターを入居させるに当たってその意思に反する強制を加える必要はなかった。6～7階という高層で建設されたため、これまで福祉団体や富裕な第1類型のスクォッターたちが建てた建物のように、香港の貴重な既存の都市空間を消費することが少なく、次節で述べる大角咀の工業集積地区に通勤する場合でも、住民ごとの通勤条件の距離的な格差は生じにくかった。

石硤尾の開発は、バンガローと打って変わって急速に進行した。1954年9月にはすでに6千人が入居、工事完成を待って臨時の木造小屋に居住する者と合わせると、40,676人が石硤尾で再定住し¹⁹⁾、この時点で再定住政策の対象となった者95,008人の42.8%に及んだ。

c) スクォッター工場に対する徙置政策とスクォッターの小資本家化:

居住機能の再定住はこうして進み始めたが、無秩序なスクォッター集落や既成市街地のいたるところに密集した工業は、いぜんスクォッターの形態で続いていた。経営主体であるスクォッターを小資本家として安定させ、資本蓄積をすすめるため、これらにも適切な物的基盤が提供されねばならないのは明らかだった。

これら工場の大部分は許可を持たず、政庁に登録・監督されず、労働災害や火災と常に隣り合わせであった。1955年の大角咀柳樹街²¹⁰⁰一帯の調査では、7.25haの範囲に3,175人が住み、592の工場が密集して集積し、そこに2,487人が働いていた。部門構成を見ると、屑鉄業・鍛冶屋・メッキ・製材所・木箱製造・石炭商など生産財が多く〈8 in 11/4802/55I〉、1959年11月に商工局長みづから「こうした小工場で生産された財の価値は重要で、経営を続けていかれるようあらゆる奨励がなされなくてはならない」と認めた〈108 in 11/4802/55I〉ように、中継貿易後の新たな経済基盤となった工業を川上で支える不可欠な機能を果たした。

政庁は、1955年11月23日に、再定住局長ウォルトンを座長とする徙置作業場先行プロジェクト部署間委員会 Interdepartmental Committee on Resettlement Workshops Pilot Project を立ち上げ、スクォッター工場再定住計画を開始した。

これは、石硤尾からおよそ700mの至近距離にあり、徒歩通勤可能な大角咀に、石硤尾とはほぼ同様の設計の高層工場アパートを建設するものであった。5階建1棟に480戸(1戸の面積18.4㎡、一部14.9㎡もある)の工場を擁し、1戸の家賃は1ヶ月45ドルとされ、最初の1棟は1957年10月に完成した。

住宅公団長はこの計画につき、

仕事を人々のところに持って行くことが必要で、工場アパートを徙置住宅のそばに計画し建設することは、徙置作業に不可欠の要素である。／過密なショップハウス地区に現在ひどい状態でおかれている多くの工場は、より効率的に作業でき活動を拡張でき、そして低賃金労働の源泉が手近にある出来合いの工場ビルに引越せる機会を歓迎するに違いない。同様に、住民たちは、容易に到達できるところに雇用機会があることを歓迎しよう。そして経済はまんべんなく影響を受けることとなろう

と高く評価するとともに、さらに進んで「商店・市場・

学校・診療所・工場・余暇・娯楽・警察・郵便局をおき、徙置地区をできる限り自己完結的にするため、あらゆる努力が払われなくてはならない」と提言した〈107 in 11/4802/55I〉。

まさに、居住の場である石硤尾、労働の場である大角咀、そしてさらに南に約500mの場所にある商業・娯楽街の旺角とをあわせ、既成市街地の九龍北部に、スクォッターを丸ごと移転して、戦後香港経済の工業化を支える自己完結的な産業体系 industrial complex²⁰⁾の建造環境がはじめて英香港政庁により作り上げられた。これは、香港の空間利用の効率化と治安維持、そしてなにより、従来植民地にとって邪魔物扱いされてきた未熟練過剰労働力が資本と結合して香港工業化の本源的蓄積を推し進める基盤としての、生産された空間であった。かかる本格的な空間編成政策によってこそ、資本蓄積、そして植民地における民族・階級の統合が可能となったのである。

- 1) Edward Szczepanik, *The Economic Growth of Hong Kong*, London: Oxford University Press, 1958, p. 48.
- 2) 'Impact of Korean War upon Hongkong's Economy', *FEER*, 5 July, 1951.
- 3) Department of Commerce and Industry 'Annual Report April 1st 1951 to March 31st 1952', *FEER*, 2 April, 1953.
- 4) Technical Education Investigating Committee, *A Report on Technical Education & Vocational Training in Hong Kong*, October 1953.
- 5) Allen J. Scott, *Metropolis: From Division of Labor to Urban Form*, Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1988, p. 68-71; 水岡監訳『メトロポリス』古今書院, 1996年, 84-89頁.
- 6) Hong Kong Technical College, *Opening Ceremony of the New Technical College by His Excellency the Governor, Sir Alexander Grant-ham, G. C. M. G.*, 1957.
- 7) *Memorandum for Executive Council for discussion on 3 July, 1951.*
- 8) *Monthly Progress Report on Squatter Clearance and Resettlement*, 15 August, 1952, in 〈3/4802/52I〉.
- 9) Szczepanik, *op. cit.*, p. 165.
- 10) 'Hongkong Business Recession', *FEER*, 5 November, 1953.
- 11) *Monthly Progress Report on Squatter Clearance and Resettlement*, 19 January, 1954, in 〈3/4802/52I〉.

- 12) *Annual Departmental Report by the Commissioner for Resettlement for the Financial Year 1954-1955*, paras. 10-11.
- 13) *Hong Kong Hansard*, Session 1947, p. 26.
- 14) *Report by the Commissioner for Resettlement on the progress of clearance and resettlement operations during the period 1st April to 30th September, 1954*, paras. 1-2, in (3/4802/521)
- 15) K. Hopkins, 'Housing the Poor' (in K. Hopkins ed., *Hong Kong: the Industrial Colony*, Hong Kong: Oxford University Press, 1971, pp. 300-303.)
- 16) O. Golger, 'Hong Kong: a Problem of Housing the Masses', *Ekistics*, 196, 1972, p. 176.
- 17) *Annual Department Report by the Commissioner for Resettlement for the Financial Year 1954-1955*, para. 33.
- 18) David Drakakis-smith, *High Society: Housing Provision in Metropolitan Hong Kong, 1954-1979, A Jubilee Critique*, Hong Kong: Centre of Asian Studies, HKU, 1979, p. 44.
- 19) *Report by the Commissioner for Resettlement ... during the period 1st April to 30th September, 1954*, op. cit., para. 12.
- 20) Allen J. Scott, op. cit. p. 58-60; 水岡監訳, 71-73頁.

VI 結語

中華人民共和国の成立とそれに引き続く朝鮮戦争に同国が関与したため、戦前香港が持っていた中継貿易基地の機能は大半が失われた。中華人民共和国は明確な反植民地主義の立場を取り、英国は、植民地を独自に維持せねばならなくなった。このとき、植民地の経済的維持と民族・階級統合を基盤とし、香港という元来中国の一部をなす空間に領域的実体を与えたのは、中国人に対する経済機会の保障・所得上昇を通じた生活水準の安定という、疑似フォーディスト的關係であった。国境の反対側と比べ香港の生活水準が格段に高く、競争を通じ経済的・社会的上昇を獲得する機会が存在すれば、香港中国人

は、中華人民共和国の英帝国主義批判に耳を貸さず、中華人民共和国にある民族独立を求めず、英国人支配下に進んでみずからを置き、自由競争上裡に身を任せ富を求めることを自発的に選好する。

この疑似フォーディスト的關係の生産は、その内部に、ある形態の空間編成が公共的に生産されることを前提した。それはスキャッターの生産・居住空間の確保であり、また同時に生産・居住両機能の立地点間に存在する空間を否定して資本と労働力との結合を図るための建造環境である。これによりスキャッターは、低再生産費ですむ労働力商品・小資本家として、香港という領域の中で明確な社会的定位をうけとった。この空間編成が工業生産の基盤をなし、戦後の香港資本主義の NIEs への発展につながる資本蓄積を可能にした。

このことからすれば、香港経済の成長要因を「見えざる手」の自由放任にのみ求める考え方は、皮相であることがわかる。経済の「見えざる手」が作用する空間の編成をまず香港英国人の「見える手」が公的に生産し、それにより現実となった労働市場・商品市場の競争の場で生ずる私的な「見えざる手」の媒介で資本蓄積と民族・階級統合が図られ、それにより植民地という領域的実体を確立する。戦後香港資本主義には、こうした香港英国人の明確な「見える手」が作用していたのである。

かかる領域内での空間の生産を通じ、グローバルな中に一つの実体として生産された香港という政治・経済空間は、中国返還後も「一国二制度」のもとで50年間制度的に保障される。今後、香港中国人市民が、中華人民共和国に包摂されつつこれと異なるロカリティを求めるとき、かつての植民地支配者がこうして生産した空間が、異なったコンテキストにおいて、ますます重要な意味をもつであろう。

- 1) Milton Friedman, *Free to Choose*, Harmondsworth: Penguin Books, 1979, pp. 54-55; 西山千秋訳『選択の自由』日本経済新聞社、1980年、56-57頁。

(筆者・一橋大学経済学部)